

議案第20号

世田谷区立区民会館条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月18日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 区民会館集会室等における営利目的での利用を可能とするとともに、施設の使用目的等に応じた使用料等に関する規定を見直し、併せて規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

## 世田谷区立区民会館条例等の一部を改正する条例

第1条 世田谷区立区民会館条例の一部を改正する条例（令和7年9月世田谷区条例第95号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項第2号の改正規定を削る。

第2条 世田谷区立区民会館条例（昭和56年12月世田谷区条例第48号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項第2号中「ホールを使用する場合を除く」を「世田谷区立玉川区民会館別館に限る」に改める。

別表第3備考第2号中「1,000円以上である」を「2,000円を超える」に改め、同表備考中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

3 使用者が施設を使用する際に、催し物に関連する物品販売を行うときの使用料の額は、販売額等にかかわらず、基本使用料に基本使用料の5割に相当する額を加算して得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。ただし、前号に該当するとき又は公益上の理由その他特別の理由があると区長が認めたときは、この限りでない。

別表第4附帯設備の部舞台器具の項中「1式」を「一式」に改める。

別表第4の2備考第4号中「1,000円以上である」を「2,000円を超える」に改め、同表備考中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

5 使用者が施設を使用する際に、催し物に関連する物品販売を行うときの利用料金の額は、販売額等にかかわらず、基本利用料金に基本利用料金の5割に相当する額を加算して得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。ただし、前号に該当するとき又は公益上の理由その他特別の理由があると区長が認めたときは、この限りでない。

別表第4の3附帯設備の部舞台器具の項中「1式」を「一式」に改める。

## 附 則

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条の規定、第2条の規定（第9条第2項第2号、別表第3備考第2号、別表第4附帯設備の部舞台器具の項、別表第4の2備考第4号及び別表第4の3附

帶設備の部舞台器具の項の改正規定に限る。) 並びに次項及び附則第3項の規定  
公布の日

(2) 第2条の規定 (前号に掲げる改正規定を除く。) 及び附則第4項の規定 令和  
8年4月1日

2 第2条の規定による改正後の第9条第2項第2号の規定は、令和8年7月1日以  
後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。

3 この条例による改正後の別表第3備考第2号及び別表第4の2備考第4号の規定  
は、令和8年7月1日以後の使用 (この条例の公布の日前に使用の申請をした場合  
における令和8年7月1日以後の使用を含む。) に係る使用料の額及び利用料金の  
額について適用し、同日前の使用に係る使用料の額及び利用料金の額については、  
なお従前の例による。

4 この条例による改正後の別表第3備考第3号及び別表第4の2備考第5号の規定  
は、令和8年10月1日以後の使用に係る使用料の額及び利用料金の額について適  
用し、同日前の使用に係る使用料の額及び利用料金の額については、なお従前の例  
による。